平成２３年（フ）第８２６号
大阪府泉佐野市松風台２丁目15番１―604号
債務者　山本さおり（旧姓向井・安野）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８３２号
大阪府和泉市三林町1283番地　森下平屋３号室
債務者　西井　多恵（旧姓中根）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８３４号
大阪府和泉市春木町222番地の１
債務者　梅本　建一
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８３７号
大阪府阪南市箱作1687番地の３
債務者　山上まり子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４８１号
奈良県大和郡山市城町1681番地７　シティーパレス21・204号
債務者　金城　久夫
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５１１号
奈良市中登美ヶ丘１丁目793番地の16　中登美団地Ｂ４―405号
債務者　平原　春奈
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２９４号
岡山県総社市三輪674番地６
債務者　川口　清治
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３６０号
香川県高松市藤塚町２丁目13番９―302号
債務者　山本　辰実
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１６号
長崎県五島市岐宿町岐宿3670番地１
債務者　長尾　輝良
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第１７号
長崎県五島市岐宿町岐宿3670番地１
債務者　長尾真理子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第１１９０号
千葉県市川市平田１丁目４番１号　倉本荘２―７
債務者　三村　恭子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２０６号
千葉県市川市行徳駅前２丁目９番７号　リーブハウスタカハシ103号
債務者　澤田　将鷹
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２６１号
千葉県船橋市高根台１丁目３番289棟105号
債務者　江澤　雅人
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２８７号
千葉市花見川区花見川２番12棟510号
債務者　荒井　尚樹
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２９４号
千葉市若葉区桜木北３丁目４番21号
債務者　石川幸一郎
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３０３号
千葉市若葉区加曽利町827番地15　サンモールＣ―102号
債務者　岩瀬美津子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１９５号
愛知県豊橋市小池町76―１　メゾン・ド・アミー203号室、住民票上の住所愛知県豊橋市前芝町字山内25番地２
債務者　大西　永朗
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１０６号
兵庫県姫路市飾磨区下野田１丁目146番地出屋敷ハイツＦ―１号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古368番地
債務者　木藤　　健
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部